

臨教第9号議案

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針について

別紙（案）のとおり

令和4年4月26日提出

神奈川県教育委員会
教育長 花田 忠雄

（提案理由）

学習指導要領の改訂等に適切な対応を図るため、現行の神奈川県公立高等学校入学者選抜制度に係る改善方針について決定いたしました。提案するものです。

(案)

神奈川県公立高等学校
入学者選抜制度改善方針

令和4年4月

神奈川県教育委員会

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針について

神奈川県教育委員会は、現行の入学者選抜制度の客観的な検証を行うとともに、入学者選抜制度の在り方について、幅広い視点から検討を行うため、令和3年11月に学識経験者や学校教育関係者等からなる「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を設置し、令和4年3月に検討協議会から「入学者選抜制度の改善について」として報告をいただきました。

この「入学者選抜制度の改善について」では、次のような課題が指摘されています。

- ・新しい学習指導要領において育成を目指す資質・能力が明確化されたことや観点別学習状況の評価の観点が整理されたことを踏まえ、入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力を再整理する必要があること
- ・10分程度で実施している面接において、生徒の意欲を測ることはできても、新学習指導要領で求められる日頃の学習に向かう姿勢（「学びに向かう力」）を適切に評価することは困難であること
- ・選抜期間が長期に及ぶことに伴い、中学校教育、高等学校教育のいずれにも影響があること
- ・面接の在り方と、選抜日程の短縮に向けた共通選抜、定通分割選抜といった選抜の在り方について検討することが必要であること

また、改善の方向性や内容として、次のようなことが示されました。

- ・入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力の検討に当たっては、新学習指導要領における資質・能力の三つの柱や観点別学習状況の評価などを十分に踏まえることが必要であり、今後、観点別学習状況の評価を入学者選抜においてより効果的に活用していくことが考えられること
- ・入学者選抜の実施期間を短縮し、中学校教育及び高等学校教育への影響をより小さくすることができるよう、定通分割選抜二次募集を廃止するとともに、現在の共通選抜（全・定・通実施）と定通分割選抜の実施時期を変更するなど、選抜の在り方も含めた検討が必要であること
- ・面接を特色検査として位置付け、令和4年度から策定・実施される各高等学校のスクール・ポリシーのうちの「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、選抜に必要な学校・学科において、面接による検査を実施するよう改善することが考えられること

こうしたことを踏まえ、県教育委員会では、今後の入学者選抜制度の改善を図る方針として、「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針」をまとめました。

改善に当たっての基本的な考え方

- 検討協議会からの報告において、入学者選抜の在り方そのものに関わる大きな課題は指摘されていないことから、すべての課程を対象として実施する共通選抜並びに夜間の定時制の課程及び通信制の課程を対象として実施する定通分割選抜からなる現行入学者選抜制度の基本的な枠組みは変更しない。
- 新学習指導要領において、学力の三つの要素に基づき、すべての教科等の目標や内容が再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力の明確化が図られたことを踏まえ、中学校教育と高等学校教育の接続の視点から、入学者選抜において学力の三つの要素を的確に測り取るという理念を継承する。
- 入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力については、学習指導要領において育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力」とする。
- 中学校教育及び高等学校教育への影響がより小さくなるよう、受検者の受検機会の確保を図りながら、入学者選抜の実施期間を短縮する。

改善方針の主な内容等

1 改善内容

(1) 選抜の変更点について

- 一般募集については、すべての課程を対象とした共通選抜並びに全日制の課程及び夜間以外の定時制の課程を対象とした二次募集を現行入学者選抜と同様の日程で実施するが、夜間の定時制の課程及び通信制の課程を対象とした定通分割選抜については、その実施時期を変更する。
- 定通分割選抜の二次募集は実施しない。

(2) 各選抜における検査の内容等について

- 共通選抜のうち、全日制及び定時制における共通の検査は学力検査（全日制は原則5教科、ただし、特色検査*を実施する場合は3教科まで減じること可、定時制は原則3教科）とし、面接は実施しない。通信制における検査は作文とする。
- 定通分割選抜のうち、定時制における共通の検査は学力検査（3教科）とし、面接は実施しない。通信制における検査は作文とする。
- 特色検査は、当該校の「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に照らして、入学時に備えている必要のある資質・能力について、調査書及び学力検査だけでは測りとることが難しい総合的な資質・能力や特性等があると校長が判断した場合に実施するものとする。実施する検査は、実技検査、自己表現検査及び面接とする。ただし、クリエイティブスクールは面接を必須とする。
- 改訂された学習指導要領において明確化された育成を目指す資質・能力のうち、「学びに向かう力」については、中学校の観点別学習状況の評価のうちの「主体的に学習に取り組む態度」により評価する。
- 特別募集のうち、海外帰国生徒特別募集における検査は学力検査（3教科）、作文及び面接、在県外国人等特別募集における検査は学力検査（3教科）及び面接、インクルーシブ教育実践推進校特別募集における検査は面接とする。

(3) 資料の扱いについて

- 選考の資料として、調査書の評定や必要に応じて観点別学習状況の評価を活用するとともに、実施したすべての検査の結果を用いるものとする。

(4) その他

- 上記の改善内容のほかは、現行入学者選抜制度と同様とする。

2 実施時期

令和6年度入学者選抜から実施する。

*特色検査…調査書及び共通の検査では測りとることが難しい総合的な資質・能力や特性等があると校長が判断した場合に、特色に応じて実施することができる検査。現行入学者選抜制度では実技検査、自己表現検査がある。

3 入学者選抜制度の変更点

(1) 選抜時期の変更点

時期		令和6年度以降の入学者選抜制度	現行の入学者選抜制度
1月	下旬	願書提出	願書提出
2月	上旬	志願変更	志願変更
	中旬	学力検査等	学力検査等
	下旬	合格発表	合格発表
3月	上旬	願書提出 志願変更 学力検査等 合格発表	願書提出 志願変更 学力検査等 合格発表
	中旬	定通分割選抜	定通分割選抜
	下旬	願書提出 志願変更 学力検査等 合格発表	願書提出 志願変更 学力検査等 合格発表

(2) 選抜ごとの検査の変更点

選抜・課程		令和6年度以降の入学者選抜制度	現行の入学者選抜制度
共通選抜	全日制	共通の検査は学力検査（原則5教科、特色検査実施の場合は3教科まで減可）、 特色検査 （実技検査、自己表現検査、 面接 ）実施可	共通の検査は学力検査（原則5教科、特色検査実施の場合は3教科まで減可）及び 面接 、特色検査（実技検査、自己表現検査）実施可
	全日制 クリエイティブスクール	共通の検査は 特色検査（面接） 、特色検査（実技検査、自己表現検査）実施可	共通の検査は 面接 、特色検査（実技検査、自己表現検査）実施可
	定時制	共通の検査は学力検査（原則3教科）、 特色検査 （実技検査、自己表現検査、 面接 ）実施可	共通の検査は学力検査（原則3教科）及び 面接 、特色検査（実技検査、自己表現検査）実施可
	通信制	共通の検査は作文、 特色検査 （実技検査、自己表現検査、 面接 ）実施可	共通の検査は 面接 又は作文、特色検査（実技検査、自己表現検査）実施可
二次募集	全日制	学力検査（3教科）、 特色検査（面接） 実施可	学力検査（3教科）、 必要に応じて面接
	夜間以外の定時制		
定通分割選抜	全日制 クリエイティブスクール	特色検査（面接）	面接
	夜間の定時制	学力検査（3教科）、 特色検査 （実技検査、自己表現検査、 面接 ）実施可	学力検査（3教科）及び 面接 、特色検査（実技検査、自己表現検査）実施可
特別募集	通信制	作文、 特色検査 （実技検査、自己表現検査、 面接 ）実施可	面接 又は作文、特色検査（実技検査、自己表現検査）実施可
	海外帰国生徒特別募集	学力検査（3教科）、作文及び 面接	学力検査（3教科）、作文及び 面接
	在県外国人等特別募集	学力検査（3教科）及び 面接	学力検査（3教科）及び 面接
	インクルーシブ教育実践推進校特別募集	面接	面接

- ◎ 一般募集共通選抜（全日制・定時制）における、第1次選考で募集人員の90%まで選考した後の残りの人員を選考する第2次選考においては、実施した検査と各教科の第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を活用して選考する。

入学者選抜制度の概要

I 一般募集

1 全日制の課程

(1) 共通選抜

ア 募集

- 募集は各高等学校の学科、コースごとに行う。
- 募集人員は、各学科等における募集定員の100%とする。

イ 志願

- 一つの課程の一つの学科、コースに志願することができる。ただし、同じ高等学校の他の学科、コースを第2希望として志願することを認めることがある。
- 志願に当たり、志願者は、「入学願書」を志願する高等学校の校長に提出する。

ウ 志願変更

- 募集期間を同じくする、他の高等学校の課程、学科等又は同じ高等学校の他の課程、学科等へ、1回の志願変更ができる。

エ 検査の方法

- 共通の検査として、学力検査を実施する。ただし、クリエイティブスクールにおいては、学力検査を行わず、特色検査（面接）を実施する。
- 学力検査の実施教科については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科を原則とする。
- 共通の検査に加えて、当該校の「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に照らして、入学時に備えている必要のある資質・能力について、調査書及び学力検査だけでは測りとることが難しい総合的な資質・能力や特性等があると校長が判断した場合、特色に応じて実施することができる検査（特色検査）を行うことができる。その場合、学力検査の教科数を3教科にまで減ずることができる。
- 特色検査は、次の検査とする。
実技検査、自己表現検査、面接

オ 選考の方法

- 共通選抜の募集人員の90%までを選考する第1次選考においては、調査書の学習の記録の評定及び学力検査の結果を活用して選考する。ただし、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。
- 第1次選考で選考した後の残りの人員を選考する第2次選考においては、学力検査と各教科の第3学年の観点別学習状況の評価のうちの「主体的に学習に取り組む態度」の評価を活用して選考する。ただし、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。

- 特色検査を実施した場合、その結果も選考の資料として活用する。
- クリエイティブスクールにおいては、調査書の学習の記録のうち、評定は資料として扱わず、観点別学習状況の評価を活用する。調査書の観点別学習状況の評価のうちの「主体的に学習に取り組む態度」の評価及び特色検査（面接等）を資料として活用し、総合的に選考する。ただし、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。

《共通選抜における各資料の扱い》

① 調査書の学習の記録における評定

- ・ 第2学年と第3学年の9教科の評定を用いる。
- ・ 第3学年の評定については、中学校における発達の段階を重視する観点から2倍した数値を用いる。

$$A = (\text{第2学年の9教科の評定合計}) \\ + (\text{第3学年の9教科の評定合計}) \times 2$$

- ・ 第2学年の評定と第3学年の評定（×2）の評定合計値のうち、3教科の範囲で1を超え2以下の係数を乗じて、重点化した数値とすることができる。

② 学力検査の結果

$$B = (\text{各教科の得点の合計})$$

- ・ 実施した各教科の得点のうち、2教科の範囲で1を超え2以下の係数を乗じて、重点化した数値とすることができる。

③ 調査書の学習の記録における観点別学習状況の評価

- ・ 第2次選考では、「学びに向かう力」を評価するため、調査書の学習の記録のうち観点別学習状況の評価の「主体的に学習に取り組む態度」を活用する。
- ・ 中学校における発達の段階を重視する観点から、第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を次の表により数値に換算して用いる。

観点別学習状況の評価	換算値
A	3
B	2
C	1

$$C = (\text{第3学年の9教科の「主体的に学習に取り組む態度」の評価の合計})$$

- ・ 第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価のうち、3教科の範囲で1を超え2以下の係数を乗じて、重点化した数値とすることができる。

《共通選抜における合計数値の算出》

- 第1次選考における合計数値は、AとBを基に各高等学校で定めた比率(f、g)に基づき算出する。
- ・ A、Bを100点満点に換算した数値をそれぞれa、bとする。
 - ・ f、gは、それぞれ2以上の整数とし、 $f+g=10$ を満たすよう設定する。

$$S_1 = (a \times f) + (b \times g)$$

なお、特色検査を実施する場合には、その結果(D)を加えることとし、特色検査に対する係数(i)を各高等学校で定める。

- ・ Dを100点満点に換算した数値をdとする。
- ・ iは1以上5以下の整数とする。

$$S_1 = (a \times f) + (b \times g) + (d \times i)$$

- 第2次選考における合計数値は、BとCを基に各高等学校で定めた比率(g、h)に基づき算出する。
- ・ B、Cを100点満点に換算した数値をそれぞれb、cとする。
 - ・ g、hは、それぞれ2以上の整数とし、 $g+h=10$ を満たすよう設定する。

$$S_2 = (b \times g) + (c \times h)$$

なお、特色検査を実施する場合には、その結果(D)を加えることとし、特色検査に対する係数(i)を各高等学校で定める。

- ・ Dを100点満点に換算した数値をdとする。
- ・ iは1以上5以下の整数とする。

$$S_2 = (b \times g) + (c \times h) + (d \times i)$$

《共通選抜における選考の方法》

- 第1次選考では、共通選抜の募集人員の90%まで S_1 に基づく選考を行う。資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して選考する。
- 第2次選考では、学力検査及び調査書の学習の記録における観点別学習状況の評価を資料として活用し、共通選抜の募集人員まで S_2 に基づく選考を行う。資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して選考する。
- 特色検査を実施した場合、その結果も選考の資料として活用する。
- クリエイティブスクールにおいては、特色検査(面接等)及び調査書の学習の記録における観点別学習状況の評価のうちの「主体的に学習に取り組む態度」の評価を活用して総合的に選考する。資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して選考する。

2 定時制の課程

(1) 共通選抜

ア 募集

- 募集は各高等学校の学科、部ごとに行う。
- 募集人員は、夜間の定時制の課程については、各学科等における募集定員の80%とする。昼間部（川崎市立川崎高等学校）、多部制（県立横浜明朋高等学校・県立相模向陽館高等学校）、三部制（横浜市立横浜総合高等学校）、フレキシブルスクール（県立川崎高等学校・県立厚木清南高等学校）については、募集定員の100%とする。

イ 志願

- 一つの課程の一つの学科、部に志願することができる。ただし、同じ高等学校の他の学科、部を第2希望として志願することを認めることがある。
- 志願に当たり、志願者は、「入学願書」を志願する高等学校の校長に提出する。

ウ 志願変更

- 全日制の課程の共通選抜の志願変更には準ずる。

エ 検査の方法

- 共通の検査として、学力検査を実施する。
- 学力検査の実施教科については、国語、数学、外国語（英語）の3教科を原則とする。
- 特色検査を行うことができる。

オ 選考の方法

- 全日制の課程の共通選抜の選考の方法に準ずる。
- 県立横浜明朋高等学校・県立相模向陽館高等学校においては、学力検査の結果及び必要に応じて調査書を資料として活用し、総合的に選考する。なお、調査書を活用する場合、学習の記録では、評定を資料として扱わず、観点別学習状況の評価を活用することとする。ただし、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。
- 特色検査を実施した場合、その結果も選考の資料として活用する。

(2) 定通分割選抜

ア 募集

- 募集は各高等学校の夜間の定時制の課程の学科ごとに行う。
- 募集人員は、募集定員から共通選抜の募集人員を減じた数とする。ただし、共通選抜の合格者数が共通選抜の募集人員に満たない場合は、その不足数を加えた数とする。

イ 志願

- 全日制の課程の共通選抜の志願に準ずる。
- 出願時において、国公私立高等学校等（高等専門学校、特別支援学校も含む）の合格者となっていない者とする。

ウ 志願変更

- 全日制の課程の共通選抜の志願変更に準ずる。

エ 検査の方法

- 定時制の課程の共通選抜の検査の方法に準ずる。

オ 選考の方法

- 定通分割選抜の募集人員まで、調査書及び実施した検査の結果を資料として活用し、選考を行う。

《定通分割選抜における合計数値の算出》

- 共通選抜に準じて調査書の学習の記録における評定から算出したA値と学力検査の結果B値を用いる。
- 選考における合計数値は、AとBを基に各高等学校で定めた比率（f、g）に基づき算出する。
 - ・ A、Bを100点満点に換算した数値をそれぞれa、bとする。
 - ・ f、gは、それぞれ2以上の整数とし、 $f+g=10$ を満たすよう設定する。

$$S = (a \times f) + (b \times g)$$

なお、特色検査を実施する場合には、その結果（D）を加えることとし、特色検査に対する係数（i）を各高等学校で定める。

- ・ Dを100点満点に換算した数値をdとする。
- ・ iは1以上5以下の整数とする。

$$S = (a \times f) + (b \times g) + (d \times i)$$

《定通分割選抜における選考の方法》

- 募集人員までSに基づく選考を行う。
- 特色検査を実施した場合、その結果も選考の資料として活用する。

- 資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。

3 通信制の課程**(1) 共通選抜****ア 募集**

- 募集は各高等学校の学科ごとに行う。
- 募集人員は、募集定員の80%とする。

イ 志願

- 全日制の課程の共通選抜の志願に準ずる。

ウ 志願変更

- 全日制の課程の共通選抜の志願変更に準ずる。

エ 検査の方法

- 作文を実施する。
- 特色検査を行うことができる。

オ 選考の方法

- 調査書及び作文の結果を資料として活用し、総合的に選考する。
- 資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。
- 特色検査を実施した場合、その結果も選考の資料として活用する。

(2) 定通分割選抜**ア 募集**

- 定時制の課程の定通分割選抜の募集に準ずる。

イ 志願

- 全日制の課程の共通選抜の志願に準ずる。
- 出願時において、国公立高等学校等（高等専門学校、特別支援学校も含む）の合格者となっていない者とする。

ウ 志願変更

- 全日制の課程の共通選抜の志願変更に準ずる。

エ 検査の方法

- 通信制の課程の共通選抜の検査の方法に準ずる。

オ 選考の方法

- 通信制の課程の共通選抜の選考の方法に準ずる。

4 二次募集**(1) 共通選抜に係る二次募集****ア 募集**

- 全日制の課程及び夜間以外の定時制の課程について、教育長が必要と認める場合に行う。
- 募集は各高等学校の課程、学科等ごとに行う。

イ 志願

- 一つの課程の一つの学科等に志願することができる。なお、定通分割選抜と併せて志願することができる。
- 出願時において、国公立高等学校等（高等専門学校、特別支援学校も含む）の合格者となっていない者とする。

ウ 志願変更

- 全日制の課程の共通選抜の志願変更に準ずる。

エ 検査の方法

- 学力検査を実施する。実施教科は、国語、数学、外国語（英語）の3教科とする。
- 特色検査（面接）を行うことができる。
- クリエイティブスクールにおいては、特色検査（面接）とする。

オ 選考の方法

- 調査書、実施した検査の結果を資料として活用し、総合的に選考する。

- 資料の整わない者については、参考にできる資料を活用し、適切に選考するものとする。

II 特別募集

1 海外帰国生徒特別募集

選抜実施の概要は、現行の選抜制度に準ずる。

2 在県外国人等特別募集

選抜実施の概要は、現行の選抜制度に準ずる。

3 インクルーシブ教育実践推進校特別募集

選抜実施の概要は、現行の選抜制度に準ずる。

III 連携型中高一貫教育校連携募集

選抜実施の概要は、現行の選抜制度に準ずる。

IV 中途退学者募集

選抜実施の概要は、現行の選抜制度に準ずる。

令和4年4月 神奈川県教育委員会教育局 指導部 高校教育課高校教育企画室
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話：(045) 210-8254 (直通)

神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針について

1 神奈川県公立高等学校入学者選抜改善方針の策定

現行の入学者選抜制度の検証及び制度の在り方についての検討を行うため、令和3年11月に設置した「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会」から、令和4年3月に「入学者選抜制度の改善について（報告）」が提出された。この報告を踏まえ、「神奈川県公立高等学校入学者選抜改善方針」を策定する。

2 「入学者選抜制度の改善について（報告）」により指摘された現行制度における課題やその改善の方向性等の概要

(1) 課題

- ア 新学習指導要領において育成を目指す資質・能力が明確化されたことや観点別学習状況の評価の観点が整理されたことを踏まえ、入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力を再整理する必要があること
- イ 10分程度で実施している面接において、生徒の意欲を測ることはできても、新学習指導要領で求められる「学びに向かう力」*を適切に評価することは困難であること
- ウ 選抜期間が長期に及ぶことに伴い、中学校教育、高等学校教育のいずれにも影響があること
- エ 面接の在り方と、選抜日程の短縮に向けた共通選抜、定通分割選抜といった選抜の在り方について検討することが必要であること

(2) 改善の方向性・内容

- ア 入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力の検討に当たっては、新学習指導要領における資質・能力の三つの柱や観点別学習状況の評価などを十分に踏まえることが必要であり、今後、観点別学習状況の評価を入学者選抜においてより効果的に活用していくことが考えられること
- イ 入学者選抜の実施期間を短縮し、中学校教育及び高等学校教育への影響をより小さくすることができるよう、定通分割選抜二次募集を廃止するとともに、現在の共通選抜（全・定・通実施）と定通分割選抜の実施時期を変更するなど、選抜の在り方も含めた検討が必要であること
- ウ 面接を特色検査として位置付け、令和4年度から策定・実施される各高等学校のスクール・ポリシーのうちの「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、選抜に必要な学校・学科において、面接による検査を実施するよう改善することが考えられること

3 改善に当たっての基本的な考え方

- 入学者選抜の在り方そのものに関わる大きな課題は指摘されていないことから、現行入学者選抜制度の基本的な枠組みは変更しない。
- 新学習指導要領において、学力の三つの要素に基づき、すべての教科等の目

標や内容が再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力の明確化が図られたことを踏まえ、中学校教育と高等学校教育の接続の視点から、入学者選抜において学力の三つの要素を的確に測り取るという理念を継承する。

- 入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力については、学習指導要領において育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力」とする。
- 中学校教育及び高等学校教育への影響がより小さくなるよう、受検者の受検機会の確保を図りながら、入学者選抜の実施期間を短縮する。

4 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針の内容

(1) 改善内容

ア 選抜時期の変更点

- (ア) 定通分割選抜の実施時期を繰り下げる。
- (イ) 定通分割選抜の二次募集は実施しない。

イ 選抜における検査等の変更点

- (ア) 共通選抜（全日制・定時制）における共通の検査は学力検査とし、面接は実施しない。ただし、クリエイティブスクールにおいては、学力検査を行わず、特色検査（面接）を実施する。
- (イ) 特色検査で実施する検査は、実技検査、自己表現検査、面接とする。
- (ウ) 「学びに向かう力」については、中学校の観点別学習状況の評価のうちの「主体的に学習に取り組む態度」により評価する。
- (エ) 共通選抜（全日制・定時制）における第1次選考においては、調査書の学習の記録の評定及び実施した検査の結果を活用して選考する。
- (オ) 共通選抜（全日制・定時制）における第2次選考においては、実施した検査と各教科の第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を活用して選考する。

(2) 実施時期

令和6年度入学者選抜から改善した内容で実施

5 入学者選抜制度の改善に関する広報・周知

- (1) 改善方針の記者発表、ウェブページ掲載
- (2) 市町村教育委員会、県内公立中学校・高等学校等教育機関へ送付
- (3) 広報印刷物の作成・配付と説明会等の実施
 - ア 公立中学校長を集めた説明会の実施（5月以降）
 - イ 中学生向けパンフレットの配付・ウェブページ掲載（7月）

※「学びに向かう力」…学習指導要領の改訂で、学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理された。「学びに向かう力、人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉え

る)を通じて見取ることができる部分(「学びに向かう力」と、②観点別評価や評定になじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分(「人間性等」)がある。

